

佐賀県内のバスケットボールに係る行事開催について (12月分)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、9月30日に19都道府県に出されていた緊急事態宣言が解除され、佐賀県においても10月1日より、基本的な感染防止対策の徹底とワクチン未実施の者に対する検査の勧奨を行う等を条件に、県境を越える移動が可能となりました。

今後も様々な状況を考慮し、対応していく必要があります。政府やスポーツ庁、日本バスケットボール協会の動向をふまえながら、佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県スポーツ協会とも連携をとって、感染拡大防止対策を継続して実施していきます。何卒ご協力ください。

本協会として、以下の通り、県内のバスケットボール行事に関わる開催に係る現時点の方針を、関係団体、登録チーム、登録選手等、皆様に通知いたします。

記

1. 必ず「JBA バスケットボール活動再開に向けたガイドライン第4版」(9月9日)を熟読し実行すること。
(http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_4th_20210909.pdf)
2. 今後、佐賀県バスケットボール協会が主催または協力する大会については、以下のとおりとする。
 - 感染対策、熱中症対策を十分にとり活動すること。
県内リーグ戦、県内カップ戦、県内講習会については感染対策を十分にとり行うこと。
 - 11月1日以降の県内公式戦開催については、無観客もしくは有観客で行い、選手、スタッフ、役員は健康チェックと検温(2週間前から)を行い、感染防止対策(手指消毒の徹底、マスク着用、他)をしたうえで行うこと。ベンチでも可能な限りマスク着用、声を出すのは自粛すること。なお、後日全国・九州大会が中止との連絡を受けた場合や、これ以上感染拡大により大会運営が困難になる場合や会場借用ができなくなった場合は、延期、中止を検討すること。
 - 審判をする際には必ずレフリーマスクとホイッスルカバーをつけて行うこと。健康チェックと検温は必須(2週間前から)。
3. 全カテゴリー(審判を含む)において、以下の形で対応すること。
 - 県境をまたいだ移動については、各県の感染状況の情報を収集し、感染予防対策を講じて行うこと。
 - 県外チームとの対外試合、交流についてはその県や対戦相手のチームの状況などの情報を収集し、感染予防対策を講じて行うこと。
 - 学校の場合は、所属長の判断に従うこと。
クラブチームの場合はチームの責任者とカテゴリーの責任者と話し合い、県協会へ連絡し判断を仰ぐこと。
 - 食事は対面にならないように、また食事中は会話を避けること。
4. 協会内の各種会議については、リモート会議もしくは、感染予防対策を講じた上での会議を行うこと。会議の開催、中止の判断については会長および専務理事に相談し、書面の配付で済むものは会議開催を省略する。(※状況が変わり次第、再度通知する場合があります。)